

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家広告掲載要項

令和 6年11月25日  
所 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という。）が作成する印刷物やウェブサイトへ広告を掲載し、又は交流の家が所管する財産へ広告を掲示すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、広告掲載とは、第3条の各号に掲げるそれぞれの広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の提供、広告付物品の受入れ等）を用いて、民間企業等（以下「広告主」という。）の広告を掲載、掲示等することをいう。

2 上記のほか、ネーミングライツについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構ネーミングライツ事業実施要項（令和4年5月30日理事長裁定）に基づき行うものとする。

### (広告の種類)

第3条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、所長が適当と認めるものについて行うものとする。

- (1) 交流の家が作成する印刷物(チラシ等を含む)及び刊行物
- (2) 交流の家が公開しているウェブサイト及びSNS
- (3) 交流の家が所管している財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

### (広告主の範囲)

第4条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題をおこしているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員

(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (6) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他交流の家に広告掲載する広告主として適当でないと認められるもの

(広告の範囲)

第5条 広告の内容は、交流の家の公共性及び信頼性を損なうおそれがないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 個人の名刺広告に関するもの
- (13) その他交流の家が掲載する広告として適当でないと認められるもの

(掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者は、所定の申込書及び必要な書類を添えて、所長に提出するものとする。

2 所長は、この要項等により広告主及び広告ごとの具体的な広告内容を審査し、広告

掲載の可否を決定する。

3 所長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、当該広告掲載を希望するものに通知する。

4 所長は、広告掲載を可とする決定を受けた者と広告掲載に係る契約を締結するものとする。ただし、寄附金等に対する返礼として広告掲載を認める場合には、当面の間これによらないことができる。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿作成及び、看板広告の設置及び変更・撤去等に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第8条 所長は、交流の家の運営上支障があるとき、その他広告掲載に係る諸規程や契約の条項に違反したと認められるときは、広告掲載の決定を取り消し、撤去することができる。

(事務)

第9条 広告掲載に関する事務は、交流の家の各組織の協力を得て、管理係が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和 6年11月25日から施行する。